

○県庁舎の防火管理について

(昭和42年12月8日管第683号 県庁各部課長、出納長、人事
委員会事務局長、監査委員事務局長、地方労働委員会事務局
長、警察本部長、企業局長、教育長あて 熊本県総務部長通達)

本県の庁舎等及び公の施設の防火管理については、昭和42年8月15日付熊本県訓令甲第25号をもつて熊本県庁舎等防火管理規程が制定施行されましたが、県庁舎の防火管理は、この規程及び熊本県庁舎等防火管理規程の施行について（依頼通達）並びに熊本県庁自衛消防隊設置要綱により、次のとおり実施するので、遺憾なく取り扱われるよう通知します。

記

- 1 この通達においては、次のように用語を定義する。

「規 程」熊本県庁舎等防火管理規程（昭和42年熊本県訓令甲第25号）

「依命通達」熊本県庁舎等防火管理規程の施行について（依命通達）

「要 綱」熊本県庁自衛消防隊設置要綱

- 2 防火管理組織について

- (1) 防火管理者

「規程」第3条に規定する県庁舎の防火管理者は、総務部管財課長をもつて充てる。

- (2) 火元責任者

ア 届 出

「規程」第4条第2項に規定する火元責任者及び副火元責任者は、別紙第1号様式により昭和43年1月31日まで届出ること。

火元責任者及び副火元責任者を更迭した場合も同様式により1週間以内に届出ること。

- イ 共用部分の火元責任者

「規程」第4条第3項に規定する県庁舎の共用部分の火元責任者は、巡視長とし、副火元責任者は、副巡視長とする。

- (3) 自衛消防隊

「要綱」第7条第2項に規定する熊本県庁自衛消防隊の分隊員は、下記のとおり定めること。

ア 分隊の各係に係長を1人おくこと。

イ 各係の係員数は、通報連絡係4人、初期消火係9人、避難誘導係6人、工作係6人とすること。

ウ 分隊員は、分隊長が選考して別紙第2号様式により隊長に推選するものとする。

人事異動等により分隊員を更迭する必要があると認められる場合においても同様式により1週間以内に推薦すること。

(4) 勤務時間外における県庁火災時の職員集合場所

「規程」第11条第2項の規定による職員登庁時の集合場所は正門付近のプロムナードとする。

3 防火措置について

(1) 改善措置

ア 「規程」第12条に規定する防火管理上改善を要する事項は、別紙第3号様式により報告すること。

イ 防火管理上改善を要する事項とは、消防用設備等の機能維持及び必要数量の整備状況、火気物品等の使用及び取扱状況、電気設備の状況等に防火管理上改善を要する場合のことをいうものであること。

ウ 要改善事項のうち室管理者において改善できるものについては、室管理者においてすみやかに善処すること。

(2) 火気物品等の使用許可

ア 「規程」第13条に規定する火気物品等を使用する場合の許可申請は、別紙第4号様式により提出すること。

イ 県庁舎内（機械室、湯沸室、厨房及び特に防火管理者が認めた室を除く。）にあつては、燃焼を伴う火器類の使用を許可しない。

ウ 県庁舎内（機械室、車庫、油庫及び特に防火管理者が認めた室を除く。）にあつては、火薬類、危険物、可燃物及び爆発性液体の取扱い又は貯蔵を許可しない。

(3) 火気物品等の使用及び取扱い注意事項

ア 一般的注意事項

(イ) 火器を使用する場所は、常に整理整頓しておき、取扱いにあつては、使用前後の点検を励行し、正しい使用方法で使用する。

(イ) 火災になりやすい設備の取扱いは、次の事項を遵守すること。

a ボイラー、ガスコンロその他火器類は、附近の可燃物から防火上安全な距離をとること。

b 火気使用中は、常に監視を充分行なうこと。

c 危険物等は、法令の定めるところにより貯蔵のうえ、取り扱うこと。

イ ガス湯沸器の取扱い

(ア) 種火が点火しているか、焰に異常がないか、水量計に水が認められるか等を確認して異常があれば管財課施設係に連絡すること。

(イ) ガス元栓及び水道元栓は、一般の者は絶対取り扱わないこと。

ウ 禁煙場所

次の場所は禁煙となつているので、喫煙しないこと。

(ア) 油庫附近

(イ) 自動車車庫

(ウ) 倉庫

(エ) 廊下、便所及び昇降機内

(オ) その他禁煙の表示のある場所

第1号様式

第 号
年 月 日

県庁防火管理者 様

室管理者
職 氏名 印

火元責任者、副火元責任者の指名
報告について

下記のとおり火元責任者及び副火元責任者を定めたので、熊本県庁舎等防火管理
規程（昭和42年熊本県訓令甲第25号）第4条第2項の規定により報告します。

記

階数	室名	職名を付記すること		任 名 年月日	庁 内 電話番号	備 考
		火 元 責 任 者	副火元責任者			

第2号様式

第 年 月 日 号

県庁防火管理者

様

県庁自衛消防隊第 分隊長

職 氏名

印

自衛消防隊員の選任について（推薦）

このことについて、下記のとおり推薦します。

記

係 名	担当業務	所 属 (部局課係名)	職 名	氏 名

県庁舎の防火管理について

第3号様式

要改善事項報告書

第 年 月 日 号

県庁防火管理者

様

室管理者

職 氏名

印

下記のとおり、防火管理上改善を要する事項がありますので報告します。

記

階 数	室 名	改善を要する事項 (具体的に説明すること)	火 責 任 者 元 名	印

第4号様式

火気物品等使用許可申請書

第 号
年 月 日

県庁庁舎等管理者

総務部長 様

室管理者

職 氏名 印

下記のとおり火気物品等を使用（取扱い）したいので、許可されるよう申請します。

記

階 数	室 名 (使用 場所)	火 気 物 品 等 名	使用又は 取扱期間	火元責任 者 氏 名	印	備 考

県庁舎の防火管理について